

## 内水面における水産動植物の採捕の許可等に関する取扱方針

### (趣旨)

第1 内水面における水産動植物の採捕の許可の取扱いについては、福島県漁業調整規則（以下「規則」という。）の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

### (申請書等の提出先)

第2 採捕の許可に関する申請書その他の書類の提出先については、申請しようとする者の住所地の区分に応じ、以下のとおりとする。

申請しようとする者の住所地	提出先
(1) いわき市、相馬市、南相馬市、双葉郡及び相馬郡	福島県水産事務所
(2) (1)以外の県内及び県外	福島県農林水産部水産課

### (許可の対象区域)

第3 採捕の許可の対象区域は、漁業権の設定されていない内水面（鮫川を除く。）の区域とする。

### (許可の対象漁具)

第4 採捕の許可の対象漁具は、当分の間規則第33条第1項各号に掲げるものうち次の漁具に限るものとする。

- (1) 投網
- (2) 四ツ手網
- (3) 長袋網

### (許可の有効期間)

第5 採捕の許可の有効期間は、福島県漁業調整規則第33条第5項にかかわらず当分の間1年以内とし、同一河川については、同一の期日に満了するように定めるものとする。

### (採捕の期間)

第6 採捕の期間は、当分の間、毎年8月1日から翌年5月15日までとする。  
2 漁業調整、水産資源の保護培養及び漁業取締上必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず採捕の期間を更に短縮することがある。

(採捕の区域及び統数の制限)

第7 採捕の区域は、1人1河川(1水系)以内とし、許可の統数は1人につき1漁具1ヶ統とする。

(許可の優先順位)

第8 漁業調整のため、許可の統数を制限する必要がある場合の許可の優先順位は、次の順序による。

(1) 県内に住所を有する者

(2) 県内に住所を有しない者

2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 採捕しようとする河川の属する市町村に住所を有する者

(2) 前項に掲げる者以外の者

3 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 採捕しようとする河川において、種苗放流等の増殖事業を行い水産資源の保護培養に努めている団体の構成員である者

(2) 前項に掲げる者以外の者

(許可の申請)

第9 採捕の許可を受けようとする者は、漁具又は漁法ごとに規則第33条第3項に掲げる事項を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して、採捕を開始しようとする期日の1か月前までに知事に提出するものとする。

ただし、第7の1の規定により漁具ごとに許可統数を定めたときの申請書の提出期日は別に定める。

(1) 採捕計画書

(2) 採捕区域を明示した図面

(3) その他知事が必要と認める書類

(許可の条件)

第10 採捕の許可にあたっては、次の条件を付するものとする。

(1) 使用漁具は1ヶ統をこえてはならない。

(2) 竿釣及び手釣の妨害をしてはならない。

(3) 操業時間は、日出時から日没時までとする。

(4) 採捕終了後、1か月以内に採捕実績報告書を提出しなければならない。

(許可の取消等)

第11 次に掲げる要件に該当する場合は、許可の取消し又は次回以降の許可を

しないことがある。

- (1) 許可証に記載された事項に違反した場合
- (2) 漁業又は労働に関する法令に違反した場合
- (3) 漁業調整その他公益上必要があると認める場合

#### 附 則

- 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 水産動植物の採捕の許可等に関する取扱方針（昭和56年7月1日）は廃止する。

#### 附 則

- 1 この方針は、令和3年2月4日から施行する。